

(最終更新日：2024 年 9 月 10 日)

「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号：2024-1-674

課題名：

脳神経血管内治療データを用いた AI 解析研究

1. 研究の対象

脳神経血管内治療を行った脳神経疾患の大規模後ろ向き登録研究である「Japanese Registry of Neuroendovascular Therapy 3 (JR-NET3)」研究に登録された脳神経血管内治療症例の既存データ、計 40,177 例を対象とします。

2. 研究期間

2020 年 9 月（倫理委員会承認後）～2027 年 3 月

3. 研究目的

AI 解析手法を用いて、JR-NET3 研究に登録された脳神経疾患症例の既存データを 2 次利用することで、脳神経疾患クラスター解析、手術危険因子の解析、欠損値の扱いについて検討します。本研究は過去のデータから新たな予後規定因子あるいは危険因子を見出せる可能性に留まらず、今後行われる JR-NET4 研究における解析法設定においても一助になると考えています。

4. 研究方法

JR-NET3 研究に登録された脳神経疾患症例の既存データを、理化学研究所健康データ数理推論チームと共同で AI 解析を行い、脳血管内治療を受けた脳疾患患者の新たな予後規定因子あるいは危険因子を見出します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：「Japanese Registry of Neuroendovascular Therapy 3 (JR-NET3)」研究に登録された脳神経血管内治療症例の既存データ

6. 外部への試料・情報の提供

本研究課題では試料を扱いません。解析に使用する情報は、データセットを日本血管内治療学会から受け取り、共同研究先の理化学研究所と共有します。個人を特定できる対応表は存在しません。

7. 研究組織

研究代表者：

東北大学 大学院医工学研究科 神経外科先端治療開発学分野 新妻邦泰

研究分担者：

遠藤英徳 東北大学病院 / 東北大学 大学院医学系研究科 神経外科学分野

植田琢也 東北大学 大学院医学系研究科 保健学専攻 画像診断学分野

園部真也 東北大学 大学院医学系研究科 神経外科学分野

川上英良 特定国立研究開発法人 理化学研究所 健康データ数理推論チーム

石川哲朗 特定国立研究開発法人 理化学研究所 健康データ数理推論チーム

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先：

東北大学大学院医工学研究科神経外科先端治療開発学分野 新妻邦泰

宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7230

研究責任者：

東北大学大学院医工学研究科神経外科先端治療開発学分野 新妻邦泰

研究代表者：

東北大学大学院医工学研究科神経外科先端治療開発学分野 新妻邦泰

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合